

チェックリスト判定基準表

平成 14 年 12 月

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 又は 更新償還率 ≤ 1.0
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	① 地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 ①用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増。 ②畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上。 ③排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上。 ④関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減。 ⑤作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化。 ⑥現況施設の機能維持等による農業生産性の確保
	②農地利用の集積等構造成策の推進のための基本的条件が整備される。 当該事業を契機として、ほ場整備事業等による基盤整備とあわせ農地の集積等の地域農業の構造改善のための施策が実施されること。
	③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 既得水利権量の見直しを図る等水利秩序の形成・再編を行い水資源の有効活用が図られること。
	④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。 次のいずれかに該当し、事業の実施により防止解消できるもの。 ①老朽化により維持管理費が高んでいる。 ②老朽化により通水阻害等機能低下が生じている。 ③老朽化により農業災害が発生しているまたはその恐れがある。
	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 地域発生資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興計画と当該事業の営農計画における整合性が図られている、または、市町村等地域の農業振興計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ②またはその見込みがある。 ③対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会等が設立されている。
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	同左
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。	作物・農地等において洪水等の被害が発生しており、事業により解消できるものであること。
	②地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	次のいずれかに該当し、用水安定供給または排水の回復による等営農展開が可能となり生産性の維持・向上が図られると見込まれること。 ①水質汚濁の解消による単収増や品質向上等の生産性の向上。 ②地域排水機能の回復，特殊土壌での排水改良による生産性の向上。 ③地盤沈下により低下した通水能力を回復することによる生産性の維持。 ④基幹施設，ため池等の機能回復を行う地区において用水の安定供給、排水能力の回復を図ることによる地域農業の生産性の維持。
事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化，共同施工等コスト縮減を図る計画となっていること。
	③地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	同左。
	④一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤ 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	同左。
	⑥ 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 ① 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 ② またはその見込みがある。 ③ 対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	⑦ 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村や受益農家の同意及び土地改良区の総代会の議決等が得られていること。
	⑧ 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。
	⑨ 地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されていること。
	⑩ 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左。
	⑪ 関連する他事業との調整が図られている。	同左。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 農用地総合整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が8年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 農用地総合整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①労働生産性が相当程度向上する。	次のいずれかに該当する。 ・水管理の適正化や乾田（畑）化による単収増等の生産性の向上が見込まれる。 ・ほ場条件の改善により農作業の効率化等営農経費の節減が見込まれる。
	②農地の高度利用が図られる。	計画耕地利用率が当該市町村の平均以上である。
	③農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	次のいずれかに該当する。 ・農産物の集出荷等にかかる輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られる計画となっている。 ・農産物の荷痛みが改善される計画となっている。
事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	施設計画の策定や事業費の設定等が妥当であること。
	②コスト縮減について具体的に配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	③営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	④関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が95%以上。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	⑦施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、合意に達している。
	⑧関連する他事業との調整が図られている。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、調整が図られている。
	⑨当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置付けがある。
	⑩関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	高速交通網等と有機的な連携をとった農畜産物の出荷体制が確立される。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

【必須事項】（農業部門）

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が8年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

【優先配慮事項】（農業部門）

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農地の適正な利用が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・区域の耕地利用率又は本地利用率が、事業実施前より向上する。 ・耕作放棄地又は不作付地等の低未利用地が、事業実施前より減少する。
	②農業の持続的な生産活動の促進が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・水管理の適正化や乾田（畑）化による単収増等の生産性の向上が見込まれる。 ・ほ場条件の改善により農作業の効率化等営農経費の節減が見込まれる。
	③農畜産物の輸送コストが相当程度縮減する。	次のいずれかに該当する。 ・農産物の集出荷等にかかる輸送時間が短縮され、流通の合理化が図られる計画となっている。 ・農産物の荷痛みが改善される計画となっている。
事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	施設計画の策定や事業費の設定等が妥当であること。
	②コスト縮減について具体的に配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	③営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	④関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が95%以上。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	⑦施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、合意に達している。
	⑧関連する他事業との調整が図られている。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、調整が図られている。
	⑨当該事業計画が、関係都道府県や市町村が策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置付けがある。
	⑩関連する他の事業と有機的に連携し、農畜産物の出荷体制が確立される。	高速交通網等と有機的な連携をとった農畜産物の出荷体制が確立される。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

【必須事項】（林業部門）

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。	・ 水源かん養機能が低下しており、造林、育林により、急速に効果を発現させる必要がある。 〈さらに、農林道を実施する場合は〉 ・ 地域森林計画との整合性が図られていること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。 〈さらに、農林道を実施する場合は〉 ・ 地域内の自然条件、林道規程等の基準及びこれまでの施工実績に照らして技術的に可能な計画であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。	$B/C \geq 1.0$
4. 環境の保全について配慮していること	・ 地域における気候、地形、土壌等の自然条件に応じた森林整備等が図られていること。 〈さらに農林道を実施する場合は〉 ・ 次のすべてに該当すること。 ○ 緑資源公団において環境保全調査を実施している。 ○ 環境保全調査の結果に基づき、工種、工法、工事の実施時期について適切な措置を講ずることとしている。
5. 事業の採択要件を満たしていること。	水源林造成、分収育林については ・ 次の全てに該当すること。 ○ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。 ○ 農林水産大臣の指定した地域の土地であること。 ○ 水源林造成の契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。 ○ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。 ○ 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。 ○ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。 〈さらに農林道を実施する場合は〉 ・ 次のすべてに該当すること。 ○ 受益面積がおおむね500ha以上あること。 ○ 事業期間が限度工期通達に定める限度工期の範囲内であること。

チェックリスト判定基準表（緑資源公団 特定中山間保全整備事業）

【優先配慮事項】（林業部門）

項目	審査の内容	判定基準
1 事業 の 目 標 に 関 す る 事 項	①水土保全機能の発揮のための望ましい森林づくりが計画されていること。	水土保全機能の十分な発揮のための適切な施業方法等で計画されていること。
	②関係地域の市町村森林整備計画との整合性が図られていること。	関係市町村の市町村森林整備計画の造林指針との整合性が図られていること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①森林整備、林業生産活動の対象となる森林がある。	受益地内に資源循環林又は水土保全林があること。
	②通勤時間や集運材コストの低減が図られる。	費用対便益において木材生産等経費縮減便益、造林作業経費縮減便益又は森林管理等経費縮減便益が計上されていること。
	③流通・加工施設への安定的な木材の供給が確保される。	費用対便益において木材利用増進便益又は木材生産便益が計上されていること。
	④地域における山村集落の生活基盤として重要である。	次のいずれかに該当すること。 ・通勤、通学、通院等の時間短縮、移動の快適性の向上が見込まれる。 ・地域集落間における交流の促進が期待できる。
	⑤地域防災上の効果が見込まれる。	次のいずれかに該当すること。 ・費用対便益において災害時迂回路等確保便益、防火帯便益が計上されている。 ・受益地内に治山、治水事業の対象地がある。
	⑥都市部の住民と森林とのふれあいの機会を提供するなど、森林の総合利用を促進する効果がある。	次のいずれかに該当すること。 ・沿線周辺に、遊歩道、キャンプ場、スキー場、体験学習施設等があり、森林の総合利用が見込まれる。 ・沿線周辺に、史跡、天然記念物、名勝等、入込みを誘発するものがある。

項目	審査の内容	判定基準
2 事業内容に関する事項	①効率的・効果的な計画となっていること。	次の全てに該当すること。 ・適切な手法・工法による施業が計画されていること。（コスト縮減が図られていること） ・森林整備に当たり既設路網の活用が図られていること。
	②森林の多面的な機能の発揮に配慮した計画となっていること。	次の全てに該当すること。 ・水土保全のほか、山地災害の防止，水源のかん養，木材生産等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっていること。 ・針広混交林化等の取り組みがなされていること。
	③適地適木，適期作業等自然的条件に適合していること。 ④間伐材等木材の積極的な活用が図られていること。	地域森林計画，市町村整備計画の標準的な方法，時期に沿った計画となっていること。 作業道等の整備にあたり、間伐材等木材を積極的に活用するよう計画されていること。 〈さらに農林道を実施する場合は〉 木製ブロック積、丸太柵等に間伐材等木材を積極的に活用するよう計画していること。
	⑤関連する他事業との調整が図られていること。	事業地区における他の林道事業等の計画との間で事業調整が図られていること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①起点、終点および路線計画は妥当である。	区間の起終点の取付位置及び区間途中で交差する道路・鉄道等についての交差位置及び交差方法が妥当であること。
	②路線の規格、規模が適正である。	次のいずれかに該当すること。 ・接続公道の幅員は同等以上である。 ・接続公道の幅員は事業の進捗に合わせて、同等以上に拡幅される見込みである。
	③コスト縮減の取組がされている。	コスト縮減計画に盛り込まれた具体的なコスト縮減手法を採用することとしていること。
	④防災施設、交通安全施設の整備により、通行の安全が確保されている。	費用対便益において通行安全確保便益が計上されていること。
	⑤国有林、道路関係部局等との調整が図られている。	路網整備を効果的に行うため、必要に応じて森林管理署、道県の道路及び農道部局との調整が図られていること

項目	審査の内容	判定基準
3事業の優先性・緊急性に関する事項	①過去に洪水被害が発生したダム、集落等の水源森林地帯であること。	過去20年以内に下流域において洪水被害が発生していること。
	農林道を実施する場合は以下の項目も含む	
	①地元の要望が高く、合意形成がなされている ②農林道を中心とした林内路網整備の取組がなされている。 ③周辺の森林は手入れが必要なものが大半を占める。 ④移管後の適切な維持管理のための体制が整っている。 ⑤早期完成、効果発現のための取組がなされている。 ⑥高性能林業機械を中心とした作業システムの確立に取り組んでいる。	次のいずれかに該当すること。 ・市町村の総合的な整備計画等に位置づけられている。 ・林野庁、公団等に対し、市町村等から建設要望がなされている。 次のいずれかに該当すること。 ・地域森林計画において派生する林道が計画されている。 ・市町村森林整備計画において派生する作業道が計画されている。 (計画とは既設道の延伸、新たな開設、改良をいう) 直接受益地内の人工林において、間伐等の手入れが必要なIX齢級以下の人工林が概ね8割以上存在する。 移管予定市町村等において適切な維持管理を行う体制が整っている。 次のいずれかに該当すること。 ・部分移管を前提とした施工スケジュールが組まれている。 ・起終点以外に工区を増す体制が取られている。 ・コストを縮減する工種・工法が採用される予定である。 ・トンネル、長大橋等について、一括契約する計画がある。 受益地を活動範囲とする森林組合、素材生産業者等において、高性能林業機械を導入しているか又は導入する具体的計画がある（機械の貸出を含む）。

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「○」を記入。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期がダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整地等を有する地区においては10年、その他の地区においては7年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（都道府県営かんがい排水事業）

【優先配慮事項】

評価の内容	判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性） ①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること ・用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増 ・畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上 ・排水改良による乾田（畑）化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上 ・関連事業としてほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減 ・作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化
②水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業用水を都市用水及び他種利用における転用可能な水量が確保される。 ・地域用水機能が発揮される。
③健全な水循環の維持増進、農村地域の環境保全型資源循環の構築に資する。	受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されており、農業用排水施設における水質浄化施設の整備により、流域の水質保全が図られる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、かつ受益者の大部分の同意が得られている。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 営農指導等農業経営の向上を目的とした営農推進組織等が設立されている。
	⑦農業振興計画等に位置づけられた作物が導入される計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村等が作成する農業振興計画等に位置づけられた作物の導入が図られる計画となっている。 ・野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物の導入が図られる計画となっている。
	⑧国営事業等関連する他の公共事業との関連で緊急性が高い。 国営事業等他の公共事業と連携を取るため早急に事業を実施する必要がある、また、それら事業との調整が図られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、施設整備の緊急性が高い。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・老朽化等により通水阻害等機能低下が生じており、農業被害が発生している。または、その恐れがある。 ・施設が未整備であるため、農業被害が発生している。 ・老朽化等により災害の危険性があり、早急に施設の整備を行う必要がある。 ・ここ数年の維持管理費が、以前と比較し増大している。
	⑩地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する議決が得られている。 ・地域用水対策協議会が設立されている。
	⑪高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑫都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑬その他農業農村に関する施策との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期がダム新設においては10年、公害防除特別土地改良においては9年、中山間防災においては6年、ため池（一般）、保全整備においては5年、その他においては7年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業経営の安定が図られる。	農作物の被害が防止または軽減されること。
	②農用地・農業用施設への被害が防止または軽減される。	農用地又は農業用施設の被害が防止または軽減されること。
	③一般・公共施設等における被害の防止または軽減が図られる。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、一般家屋、公共施設等への２次的被害が防止または軽減されること。
	④人の健康や生活環境への被害が防止または軽減される。	事業を実施することにより、農業関係のみならず、人の健康が損なわれる恐れのある農作物の生産や、水質、悪臭等の被害が防止または軽減されること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	次のいずれか１項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 ・その他。
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が９５％以上であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打合せを行い、かつ合意に達していること。
	⑤法律・条例等に位置づけられた地域である。	事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること。
	⑥事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。	施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑦国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。	国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要があること。
	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑨過去に災害が発生し、農業被害があった。	同左。
	⑩機能低下が甚だしく維持管理費が極端に増加している。	ここ数年の維持管理費が以前に較べて飛躍的に増大していること。
	⑪都市化・混住化が進展している地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業地域類型の都市的地域であり、かつ人口が増加している。 ・受益地にしめる非農家が半分以上である。
	⑫高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策に位置づけられている。	高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランに位置づけられていること。

評価の内容		判 定 基 準
	⑬都道府県等に本事業と関係のある防災等に関する計画がある。	都道府県等における防災計画等に位置づけられていること。
	⑭市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置付けられている。	同左。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。